

情報通信審議会 情報通信技術分科会 航空・海上無線通信委員会
デジタル海上無線通信設備作業班(第1回)議事概要(案)

1 日時

平成 29 年 5 月 18 日(木) 15:00～17:00

2 場所

中央合同庁舎第 2 号館 共用 10F 会議室

3 出席者(敬称略)

主任 林 尚吾

副主任 田北 順二

大野 慶一、龍野 真哉、草間 寛、今田 吉彦、野間 智嗣、芝崎 紀正、

小竹 信幸、中川 裕康、櫻井 稔、塩田 貞明

事務局(総務省) 林電波利用分析官、松井課長補佐、三木係長

4 配布資料

資料-作 1-1	「デジタル海上無線通信設備の技術的条件」の検討開始
資料-作 1-2	「デジタル海上無線通信設備の技術的条件の検討」の進め方
資料-作 1-3	デジタル海上無線通信設備に関する国際規定状況
資料-作 1-4	150MHz 帯デジタルデータ海上無線通信設備(国際 VHF)の海外状況
資料-作 1-5	アナログチャンネルとデジタルチャンネルの干渉検討結果
資料-作 1-6	検討項目
資料-作 1-7	作業班スケジュール(案)
参考資料-作 1-1	航空・海上無線通信委員会の運営方針
参考資料-作 1-2	デジタル海上無線通信設備作業班の構成員名簿
参考資料-作 1-3	デジタル海上無線通信設備の利用①
参考資料-作 1-4	デジタル海上無線通信設備の利用②

5 議事概要

(1) 開会

(2) 議事

- ① 「デジタル海上無線通信設備の技術的条件」の検討開始について
- ② 「デジタル海上無線通信設備の技術的条件の検討」の進め方について
事務局より、資料作 1-1 および資料作 1-2 に基づき説明が行われた。
質疑の概要は以下のとおり。

(小竹構成員)

資料作 1-2 の 2 ページ目の対象無線設備について、150MHz 国際 VHF と 400MHz 帯船上通信設備については、技術基準適合対象設備としてアナログチャンネルの一部をデジタル

化して使用することを理解した。引き続き、技術基準適合証明対象設備として理解しているが、短波帯のデジタルデータ通信設備については、情報通信審議会での審議の完了後はどのような扱いになってくるのか。

(事務局)

短波帯データ通信設備については、ALE 装置の導入される予定であり、最終的には国際的な標準規格によるところとなる。また、短波帯無線機であることから安価で簡易的に追加できるものではなく、無線従事者も非常に高度な資格が必要となる。今後、低出力であり、かつ、簡易なものが普及される見込みがあるのであれば、技術基準適合証明対象設備として検討したいと考える。

③ デジタル海上無線通信設備に関する国際規定状況について

事務局より、資料作 1-3 に基づき説明が行われた。

特に質疑はなかった。

④ 150MHz 帯デジタルデータ海上無線通信設備の海外状況について

中川構成員より資料作 1-4 に基づき説明が行われた。

質疑概要は以下のとおり。

(塩田構成員)

M.2092 の研究開発について、IALA で実施しているということであったが、IALA が ITU に入力文書を入れ、その入力文書を考えているのが IALA であり、ITU-R ではそれを確認するだけで、ITU-R の中での検討はほとんどされていないという理解でよいか。

(中川構成員)

ITU-R の中では実際に技術的な細かいところまで、見ているのではなく、IALA で検討した内容がきちんとしたものかどうかを審議している。

(林主任)

資料-作 1-4 の1のスライドにおけるノルウェーの事例について、赤い点はすべて海岸局ということでしょうか。

(中川構成員)

海のまん中の赤い点は、北海油田の石油・ガス掘削プラットフォームに設置されているものである。

⑤ アナログチャンネルとデジタルチャンネルの干渉検討結果について

事務局より資料作 1-5 に基づき説明。特に質疑はなかった。

⑥ 検討項目について

事務局及び今田構成員から資料作 1-6 に基づき説明。

質疑概要は以下のとおり。

(林主任)

3 番目のスライドにおいて、今田構成員から、将来的な利用イメージ図を示していただきましたが、他にも何か利用が考えられるか。

(今田構成員)

なかなかこれ以上、あまり考えてない状況であるが、どちらかというともう少し一般の方々とかお話するときにはいろんな案がでてくるのではないかと考えている。

(林主任)

これ漁船間の通信は、また別の話になると考えるのか。

(今田構成員)

特に縛りはない。漁船も当然使用できるものである。

(塩田構成員)

基本的なところの確認であるが、3の資料は海岸局側の技術的条件の規格の検討となっており、船舶局との間はどうか。

(事務局)

船舶局間と海岸局間との通信は、当たり前の話である。ここでは、あくまで海岸局と船舶局間の通信の話ではなく、地上のネットワーク回線と接続する場合に、通常、電気通信事業者と連絡回線を接続する場合、端末の種類であるとか規格を決めなければならない。今回もそういった設備を地上のネットワーク回線と接続することを想定して、そういった規格をちゃんと決めた上で、陸上のネットワーク回線と接続したデータ通信を可能となることを議論しておく必要があるという話である。

(塩田構成員)

海岸局と地上ネットワーク関係の話しということ。

(林主任)

これは、当然、海岸局といいますか、ヨット・マリナーについてもこれに含まれるということでしょうか。

(事務局)

含まれることとなる。

(事務局)

技術的条件について、今回の分には関わらないが、デジタルデータ通信を決めるに当たって当面2つの課題がある。国際 VHF のチャンネルの表示パネルについて、我が国では基本的に 2 チャンネル表示方式であるが、シンプレックスをデュプレックスにする場合、チャンネルの表示パネルが 4 チャンネル表示にできるものにする必要がある。もう一つは、現在、データ通信を船舶で認められているのは、27MHz、40MHz 等の漁船の 5W 無線機であり、その場合、無線従事者は、第三級海上特殊無線技士で操作が可能となっている。国際 VHF では 25W まで出力が上がるため、無線従事者の資格についても検討が必要である。

(塩田構成員)

チャンネル表示の件で、4桁表示にしないという件ですが、現行の無線設備規則で2桁表示にしなければならないとなっているのか。

(事務局)

SOLAS 条約では国際RRで使用したチャンネルを表示しなければならないと条約で決められているが、総務省の規定にも国土交通省の規定にも無い。今回 4 桁の表示にしないと基本的に SOLAS 条約違反となり、諸外国に入って臨時検査にあった時、支障が生じる可能性がある。国際条約にかかる義務型検の機器については、条約上求められている義務をやらなければならないが、国内的には適合表示設備、任意のものについて、4 桁化するかどうか議論をしなければならない。現在、規制が何も無いので、今後、整理が必要となってくる。

⑦ 今後の作業班スケジュールについて

事務局より資料作 1-7 に基づき説明。

質疑概要は以下のとおり。

(今田構成員)

作業班スケジュール案の(3)短波帯デジタルデータ海上無線設備のところ、7 月末に 1 つ丸がついているが、これは何を示しているのか。

(事務局)

今回の検討では、3つのシステムについて検討することとなっている。短波帯デジタルデータ海上無線設備については、国際的動向の把握を考えており、必要があれば検討することとしているものである。短波帯デジタル海上無線通信について、今後、検討していくこととなるが、海外のデジタルデータ通信を行うものが、国際条約の周波数を使用して、国内のデジタルデータ通信サービスを行いたいという話もある。そのような状況を踏まえ、検討していかなければならないと考えている。

⑧ その他

今田構成員及び中川構成員より、参考資料-作 1-3 及び参考資料-作 1-4 について、それぞれ説明があった。

(3) 閉会

(以上)